

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成24年7月9日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 外国人登録法の廃止に伴う規定の削除 外国人登録法の廃止に伴い、設立認証申請等の際に外国人の役員の住所、居所を証する書面として提出を求めていた外国人登録原票記載事項証明書がなくなることから、関係規定を削除する。 これにより、外国人の役員についても、設立認証申請等の際は住民票を添付することとなる。</p> <p>2 住民基本台帳ネットワークの利用に係る規定整備 設立認証申請等の際に住民基本台帳ネットワークの本人確認をもって住民票の添付に代えることができるものとする。</p> <p>3 その他の規定整備 (1) 縦覧書類として提出のあったものを認証後そのまま閲覧書類として使用し、新たに提出を求めないこととする。 (2) 認定又は仮認定を受けた特定非営利活動法人にについて、閲覧書類に関する規定を整備。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年7月15日公布 法律第79号）</p> <p><u>第4条 外国人登録法（昭和27年法律第125号）は廃止する。</u> 附則 (施行期日) 第1条 <u>この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p> <p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（平成23年12月26日 政令第419号）</p> <p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成24年7月9日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は同年1月13日とする。</p>	